# 今後の保育施設整備の方向性について

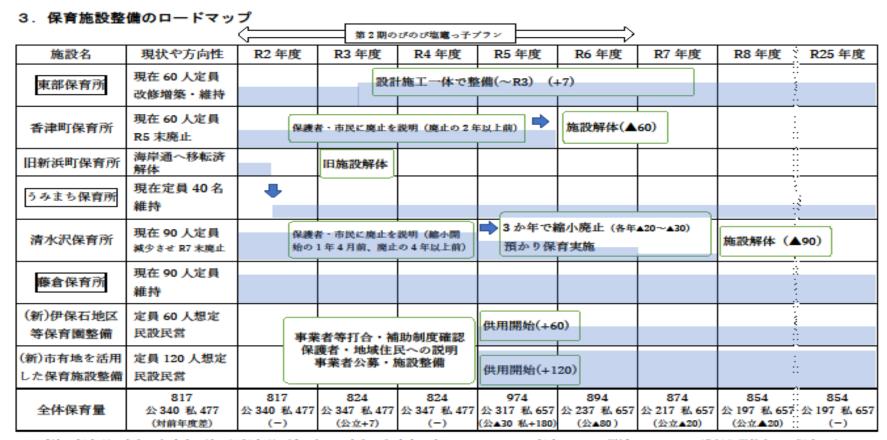
令和3年12月1日 塩竈市健康福祉部子育て支援課

## (1)子ども・子育て会議での協議

令和2年第2回子ども・子育て会議(令和2年12月1日開催)において、本市の保育事業の状況、公立保育所の課題とあり方とともに、保育施設整備のロードマップ、整備の手法案を説明し、ご協議いただきました。

### (2)ロードマップ案

塩竈市の保育施設整備の方向性について(令和2年12月1日)



<sup>※</sup>香津町保育所は令和5年度末、清水沢保育所は減少させて令和7年度末に廃止としているが、保育ニーズの増減によってその進行を調整させる場合がある

## (3)整備の手法案

	手 法	内容		
1	東部保育所改修事業	コロナ感染症の感染予防対策とともに施設の老朽化 に対応する施設改修を実施		
2	伊保石地区等保育所整備事業	伊保石公園内に、民間事業者が国の補助金制度を活用して保育施設を整備・運営する		
3	市有地を活用した保育施設整備	市有地に、民間事業者が国の補助制度を活用して保 育施設を整備、運営する		
4	その他	・病後児保育の検討 ・プランとの整合性の整理、民営化についての保護者説明の実施、保育士の定数管理を行う		

#### (4)いただいたご意見

- 市有地の具体的な案はあるのか。
  - ⇒公園の用途を廃止して整備することを考えている。
- 伊保石公園の整備は、自然との触れ合いができていい取り組みである。 但し送迎の利便性に欠けるというデメリットがある。
- ・ 今ある保育所(園)のそばに公園を整備してほしい。
- 施設整備だけでなく、保育士確保等のソフト面の提案がほしい。

#### (1)再検討の内容

会議でのご意見等を踏まえて、市において再検討を行いました。

#### ①新たな保育施設を建設し、児童の受入数を増加させ、待機児童を解消する

待機児童の解消を最優先とし、新たな保育施設は令和6年度からの運営開始を目指して整備する。

#### ②公立保育所を民営化することで市全体の保育サービスを拡充させる

- 民間事業者による独自性のある保育が提供されることで、利用者の選択肢が増える。
- 民営化により施設の改修・修繕を促進する。
- ・公立保育士が不足している保育施設に集中配置して児童の受入数を確保する。

#### ①新たな保育施設を建設し、児童の受入数を増加させ、待機児童を解消する

- 民間事業者による整備を進めるが、事業者の選定は、透明性、公平性を確保するために 公募し、保護者や有識者を含む複数の評価委員により、評価選定を行う。
- ・市有地を民間事業者に貸与する手法だけでなく、事業者自らが用地を探して整備する 手法も取り入れる。 前回との変更点
- ・整備地の要件として①津波浸水区域外②敷地面積1,000㎡以上③敷地へ車で乗り入れが可能な場所④大きな建物や山林がないこと(空き地等の状態)
- 公園への整備も検討したが、都市公園法により容易に設置することができないことが 分かったため、候補から外すこととする。 前回との変更点
- 整備地は、既存の保育施設の地域バランスを考慮して検討していく。

#### ②公立保育所を民営化することで市全体の保育サービスを拡充させる

- ・公立保育所の民営化には、保護者の理解が重要であるため、丁寧な説明を行う。
- ・公立保育所は現在の利用児童が卒園するまでは、段階的に受入れを縮小しながら保育所の運営を継続する。(令和4年度は全ての公立保育所は通常どおりの受入れを行う。令和4年度の0歳児が 卒園する令和9年度までは存続) 前回との変更点
- ・公立保育所を存続させるために、役割の整理を行い、機能強化策と私立保育園との連携 策を検討する。 前回との変更点

## (2)保育施設整備の方向性案の再作成

新たな保育施設の整備と、公立保育所の民営化を進めるために、保育施設整備の方向性案を今年度内に 作成完了させたいと考えています。

<b>⊢</b> <i>Ι</i> .	-									
	課題		整理•検討事	項		保育施設整備の方向性(案)				
	①待機児童の発生 ②保育士の不足		・目標とする保育環境・保育内容 と実現するための手法			保育の「量」の確保 保育施設を新設し、児童の受入れ数 を増加させ、待機児童解消を図る。 保育の「質」の向上 公立保育所の機能強化と再構築・民 営化等により、安心安全な保育施設				
	③公立保育所の 老朽化		・保護者に対する支援策 ・私立保育園に対する市の支援策							
	④保育ニーズの 多様化		<ul><li>・保育士の研修</li><li>・保育士の確保策</li><li>・公立保育所の役割</li></ul>	保護者・市民 保育関係者の 意見も取り入れる	5	の整備を図る。 また、保育所・保育園間の連携強化 と保育の質の向上に取り組み、保育 ニーズへの対応を図る。				
			・公立保育所の運営形態			・新たなロードマップの作成 ・新たな保育施設の整備地、規模 ・事業者の選定基準				

(3)今後の予定

【令和3年11月~令和4年1月】

保育ニーズや現状把握のための調査を実施した上で、保育施設整備の方向性案の作成

- ・ 公立保育所の保護者を対象とした説明会・アンケート調査
- ・ 令和4年度新規入所申込者を対象としたアンケート調査
- ・ 私立保育園への聞き取り調査の実施
- 公立保育所職員を対象としたアンケート調査

【令和4年2月~3月】

保育施設整備の方向性案のパブリックコメント実施

【令和4年4月~】

保育施設整備の方向性の公表、施設整備や事業の推進